三　退避経路の整備又は管理に関する事項は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の退避の安全上支障が生じないように定められていなければならない。

四　退避経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

五　協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

六　協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

（退避経路協定に関する準用）

第八条の六　第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の十三第一項に規定する退避経路協定について準用する。

（退避施設協定の認可の基準）

第八条の七　法第四十五条の十四第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の十四第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二　退避施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに退避施設の整備又は管理に関する事項は、都市再生安全確保計画に適合していなければならない。

三　退避施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに退避施設の整備又は管理に関する事項は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の退避の安全上支障が生じないように定められていなければならない。

四　退避施設協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

五　協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

六　協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

（退避施設協定に関する準用）

第八条の八　第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の十四第一項に規定する退避施設協定について準用する。

（管理協定の基準）

第八条の九　法第四十五条の十六第二項第二号（法第四十五条の十九において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　協定倉庫の管理の方法に関する事項は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等に対する災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の適切な備蓄及び円滑な供給を図るために必要な事項並びに協定倉庫の維持修繕その他協定倉庫の適切な管理に必要な事項について定めること。

二　管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下とすること。

三　管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

（管理協定の縦覧に係る公告）

第八条の十　法第四十五条の十七第一項（法第四十五条の十九において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一　管理協定の名称

二　協定倉庫の名称（その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定倉庫の部分）

三　管理協定の有効期間

四　管理協定の縦覧場所

（管理協定の締結等の公告）

第八条の十一　前条の規定は、法第四十五条の十八（法第四十五条の十九において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第十二条中「第十一条第二号ニ」を「第十二条第二号ニ」に改める。

第十九条第一項中「別記様式第三」を「別記様式第六」に改める。

第二十二条第一項中「別記様式第四」を「別記様式第七」に改め、同項第十二号中「第十九条第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条第二項中「別記様式第四」を「別記様式第七」に、「あるのは」を「あるのは、」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

別記様式第四を別記様式第七とし、別記様式第三を別記様式第六とし、別記様式第二を別記様式第五とし、別記様式第一の5中注3を削り、注4を注3とし、同様式を別記様式第四とし、同様式の前に次の三様式を加える。

様式第一（第一条の十八第一項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定申請書

（第一面）

申請者氏名　　年　　月　　日　　印

都市再生特別措置法第19条の17第１項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

殿

特定行政庁

【1．申請者】
【イ．氏名のフリガナ】
【ロ．氏名】
【ハ．郵便番号】
【ニ．住所】
【ホ．電話番号】

【2．設計者】
【イ．資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【ロ．氏名】
【ハ．建築士事務所名】（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【ニ．郵便番号】
【ホ．所在地】
【ヘ．電話番号】

※手数料欄

※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年　月　日		年　月　日
第　号		第　号
係員印		係員印